

宍粟市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第10号

宍粟市印鑑条例の一部を改正する条例

宍粟市印鑑条例（平成17年宍粟市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に<u>登録証</u>を添えて書面でしなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申請</u>は、代理人によってすることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の申請があったときは、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に<u>登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）</u>を添えて書面でなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申請（登録証を添えてする申請に限る。）</u>は、代理人によってすることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の申請があったときは、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と<u>照合し、又は個人番号カードに有効期間が満了していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されていることを確認し</u>、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p>

改正前	改正後
<p>第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>を用いて多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）<u>に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定されたものをいう。）及び必要事項を入力し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>[2 略]</p>	<p>第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）</u>を用いて多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）<u>を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。